



保保発 0117 第 3 号  
平成 26 年 1 月 17 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約  
又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて

厚生年金保険及び健康保険の被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者であり、事業主との間の事実上の使用関係が消滅した場合に被保険者資格が喪失します。この使用関係の有無等は、契約の文言のみを見て判断するのではなく、就労の実態に照らして個別具体的に判断する必要があるところです。

有期の雇用契約又は任用が 1 日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があります。

上記について、健康保険の被保険者資格の取扱いに際してご留意いただくとともに、適用事業所等に対する適切な周知・指導等にご配慮いただきますよう、お願いいたします。

なお、別添の通り、厚生労働省保険局保険課長及び厚生労働省年金局事業管理課長から日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知されていることを申し添えます。

保保発0117第2号  
年管管発0117第1号  
平成26年1月17日

日本年金機構 事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省 保険局 保険課長  
〔 公 印 省 略 〕

厚生労働省 年金局 事業管理課長  
〔 公 印 省 略 〕

厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約  
又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて

厚生年金保険及び健康保険の被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者であり、事業主との間の事実上の使用関係が消滅した場合に被保険者資格が喪失します。この使用関係の有無等は、契約の文言のみを見て判断するのではなく、就労の実態に照らして個別具体的に判断する必要があるところです。

有期の雇用契約又は任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があります。

上記について、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取扱いに際してご留意いただくとともに、適用事業所等に対する適切な周知・指導等にご配慮いただきますよう、お願いいたします。